

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security )  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーンネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org  
http://www.peacedepot.org

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

1623 02/5/15

¥200

## NPT再検討準備委員会が終了

# 危機に曝される核軍縮

## バトルは先送り

2005年NPT( 核不拡散条約 )再検討会議に向けた第一回準備委員会が、4月8日～19日に国連本部( ニューヨーク )において開催された。この会議に向かって「核軍縮:日本の成績表」を作成した評価委員会の活動を前回に報告したが、今回は本体の準備委員会の経過と評価について報告する。米国の新政権の登場で、2000年再検討会議での「明確な約束」が厳しいバトルを呼び起こしていることが会議で改めて表面化した。新アジェンダ諸国の姿勢は揺るがなかったが、打開に名案があるわけではない。核軍縮は厳しい逆風に曝されながらバトルが継続されることになる。

## 幸いした議長人事

第一回準備委員会( 以下、単に会議 )は、NPT加盟187か国のうち137か国の参加を得て行われた。月曜日に始まって、翌週の金曜日に終了するという実質2週間にわたる会議であった。

議長がスウェーデンのサランダー大使に巡り合わせたことは、幸いであった。スウェーデンは新アジェンダ諸国の一つであり、サランダー大使はその中心的リーダーの一人であった。

会議の第1週は、議長が提案をした「議事日程」を巡って、極限まで紛糾した。一時は、NPTの「店じまい」(レベッカ・ジョンソン)の危機にまで立たされた。直

接の争点は、2000年の最終文書で合意された二つの「定期報告」に関する日程を入れるか否かであった。二つの定期報告については後述する。

新アジェンダの南アフリカとエジプトが、2000年合意に拘束されることを避け

ようとする米国とフランスに鋭く対立した。他の核兵器国も米仏に同調した。新アジェンダの主張は、非同盟運動諸国に支持されるとともに、密かではあるが、多くの西側諸国の支持も得ていた。

サランダー議長は、もし第2週月曜日

## 外務省・軍縮担当官曰く

# 核兵器は必要悪です

NPT再検討準備委員会の機会に、外務省本省、ワシントン日本大使館、ジュネーブ軍縮代表部のそれぞれで働く3人の高位の軍縮担当者と話す機会があった。それぞれ別の機会であった。

日本の核軍縮政策に携わる担当者が、どのような考え方をしているのかを、多くの読者に知っていただきたいと考え、私なりのポイント整理をした。括弧のなかは筆者の感想である。

## 対米外交の失敗

A: 過去1年は敗北の一年であった。ア

メリカを繋ぎ止めるというのが核軍縮外交の戦略であった。それに失敗した。

失敗の結果、今は空白である。次の戦略が立っていない。(極めて率直な発言。)

B: Aさんが、そう言ったとするとAさんは外交官として間違っている。アメリカを繋ぎ止めることが核軍縮の戦略になるはずがない。

私は、失敗だったとは思わない。むしろ、成功と思っている。CTBTが理由で、アメリカが日本の国連決議に反対投票をしたからと言って、日米関係が悪くなり

5ページ左段中ほどへつづく→◆

有事法制・マエダ便  
4便  
輪郭を現した「体系」  
3ページ

## 地平線

(エッセイのコラム)

# グローバル化と アジアの 市民社会

首藤もと子(ピースデポ理事)

私は目下、ある学術誌用の原稿に取り組んでいるけれど、それがどうにもはかどらない。テーマは「グローバル化と市民社会」に関するものであれば、内容は自由ということなのに、気持ちには楽観と悲観を繰り返して、つい早咲きの桜を見とれて過ごした。専門誌への原稿なので、もちろん真剣に構想を考え、手探りで資料収集を行い、何が言えるかを考えているうちに、短い春休みは終わり、すぐに新学期になってしまった。

私が書いているのは、東アジアにおける市民社会の国際的拡張の可能性についてである。具体的には、東南アジアで国家人権委員会が連鎖的に設置され、地域的な人権保障制度構築に向けた協議が、1996年以降NGOが先導する形で行われてきた。こうした政府間協議が継続すれば、当初から全加盟国が参加する形にはならなくても、部分的参加とか分野別に特定する形で、いずれ公的なASEAN人権保障制度が実現するであろう。もちろん、域内各国の政治体制や経済水準、文化、宗教等の相違はきわめて大きい。何よりも、「人権」概念の共有、法の支配、司法制度への

社会的信頼、さらには国家基盤を支えようという共通の社会的意思といった、地域的な人権保障制度が有効に機能する基礎的条件も欠けている。それに、人権侵害が社会問題になる場合、その行為者は警察や軍関係の組織、公務員等であることが圧倒的に多く、そういう事例に事欠かない社会で、公的な制度の機能に懐疑的になるのは容易である。

しかし、数々の構造的問題にもかかわらず、冷戦後のこうした連鎖的現象には、これまでにない新しい方向性があり、それは今後東アジアの国家と社会の関係に、緩やかながら本質的な変化をもたらす可能性があるということを、私は書くとして、冷戦後のグローバルな市

民社会論には、権力の横暴や腐敗を抑制し、少数者の利益を表出し、さらにはグローバル化が市場の破壊性を強めることを監視し、抑止する役割が期待されてきた。そうした規範は、東・東南アジアの国家と社会にも着実に影響を及ぼしていると思うからである。

ところで、civil societyの"civil"は、「軍事」に対置する概念でもある。そうすると、市民社会の概念には、軍事力によらない社会秩序を追求するという意味があることになる。では、その意味で、先進諸国のどこがグローバルな市民社会のモデルになるのだろうか。ブッシュ政権は非核国への核先制使用を想定した戦略を作成していると言われる。超大国の一国中心的な核戦略見直し、冷戦時代の発想で書かれた日本の武力攻撃事態法案等を思うと、グローバルな市民社会とは、先進国の先端軍事技術体系の開発やそれを駆使した軍事戦略を監視し、抑制していく意思と力量、そしてそういうグローバルなネットワークのことだとも言えるであろう。

ピースデポはその意味で、「市民社会」の貴重なモデルなのだと思う。

の午前10時まで、議事日程について最終同意が得られないときには、会議は無期限に延期するとまで言い、断固としたリーダーシップを見せつけた。

結局のところ、会議は最悪の事態を避けた。13項目について報告をするような集中した議題は設けないものの、第6条(核軍縮義務)に関しても中東問題に関しても、1995年合意と2000年合意に基づいて議論をすること、という妥協のもとに第2週を迎えることになった。

ここで議長は重要なことを記録に残した。それは議事日程に関する調整が、2000年13項目合意を薄める効果を生まないための鋭くかつ適切な措置であった。ダグラス・ロウチのメモによると次のような内容である。「議事日程に関して今しがた行った留意事項のいかなる点も、2000年会議の最終文書の地位を変更するものではない。」

## 核軍縮に関する定期報告

直接の争点となった二つの「定期報

告」義務とは、次の二つである

核軍縮に関する定期報告

中東問題に関する定期報告

その根拠は、2000年再検討会議で全会一致で採択された最終文書にある。

まず、その内容を説明しよう。

本誌でも取りあげてきた13項目合意の第12項目は次のように書いている。

### 核軍縮13項目措置の第12項目

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

ここで言う第6条は、核軍縮義務を唱ったものであるが、ICJの勧告的意見は、これをさらに厳密化し、「核軍縮に導

く交渉を誠実にを行い、かつ完結させる義務が存在する」と結論づけた。また、95年決定の第4節(c)というのは、核兵器国が「核兵器の廃棄を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するため、体系的かつ前進的な努力を断固として追求」することを唱っている。

つまり2000年の13項目合意によって、すべてのNPT加盟国は、断固として核兵器廃絶の交渉を遂行し、完結させる義務を想起しつつ、その履行についての定期報告をすることを約束したのである。したがって、系統的、前進的であることを保証する方法として、13項目に掲げられた具体的措置に照らしながら、履行状況を報告するというのが、極めて当然の成り行きであろう。

新アジェンダ諸国は、そのように主張し、13項目にしたがって毎回の準備委員会への報告を主張した。これは、「日本の成績表」において、私たちNGOが日本政府に要求したことでもある。

4ページへつづく◆

# 有事法制・マエダ便

## 第4便

前田哲男

### 輪郭を現した「体系」

イラスト: 志水奈那子

“有事法制”の名で示される戦時法体系が、2002年4月17日国会に上程され、その輪郭を明らかにした。それは次の三法案のからなっている。

「武力攻撃事態法案」（正式名称「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」）

「安全保障会議法の一部を改正する法律案」

「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」

は「武力攻撃事態」という新たな活動形態の定義および対処措置の基本を定め、自衛隊の武力行使、部隊展開などの態勢確立、首相の権限強化を規定する。それと併せ今後二年間のうちに実施される有事法制の全体像を予告する“基本法”ないし“プログラム法”の性格も持つ。

では武力攻撃事態発生の際における内閣の権限と構成を強化し、下部組織として「事態対処専門委員会」の設置が定められた。“戦争権限法”ないし“戦時内閣法”的な色彩を強く表わす改正だ。

は部隊行動を平時法の外に置いた

めの「自衛隊特例法」の制定で、現行20関係法に「適用除外」と「特例」が設けられる。これにより武力攻撃発生以前の段階から「展開予定地域内において陣地その他の防御施設構築」が可能になった。違反者（命令拒否者）に対し懲役刑（6月以下）などの罰則が新設されたのも特徴である。

今回提出分は以上三法案だが、同時に、有事法はそれのみにとどまるのではなく、今後2年間の追加整備でさらに大きな「有事法制体系」の一部になっていく全体の枠組みも、「武力攻撃事態法案」第23条に記された以下の条文に照らして明らかにされた。

「政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 前項の事態対処法制の整備は、その緊急性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする」

ここに「第2次以降分」の有事法制が予告された。加えて、「補則」の形で置かれた第24条「その他の緊急事態対処のための措置」には、「武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとする」と、武力攻撃事態とはべつの有事規定もある。これは「テロ・不審船」への自衛隊関与を指すと判断される。従って今回提出された関連3法は“第1次有事法制”にすぎず、多くの個別法があとに続く。「国家総動員法」（1940年）が約100、「三矢研究」の非常事態措置諸法令（1963年）が77～87件の個別法を有していた事実を想起すべきだ。

いくつかの重要な点を指摘しておく

に登場した「武力攻撃事態」という新概念の多義性と恣意性については前便でのべた。これが新ガイドラインの「周辺事態」における対米支援に連動していくのは明らかである。周辺事態には「インド洋、中東は含まれない」とされる。また「テロ対策特別措置法」は、「9.11事件」対応の米軍支援に限定される。本法によりその空隙が埋められ全地域における米地域戦争への参加が可能になる。アメリカがイラク攻撃に踏み切れば、政府は「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」を名目に「武力攻撃が予測される事態」を発動するだろう。インド洋派遣自衛艦（現在第2次、任務期間5月19日まで）に半年間の期間延長がなされたあと、法案成立、そして第4次派遣艦隊（8月頃）を機に「イージス艦派遣」を実施、そのままインド洋にとどまる布陣が濃厚である。その意味で本法は即戦力となる。

は一種の「大本营設置法」と表現できる。そこに設置される「事態対処専門委員会」（委員長・官房長官）に注目すべきだ。専門委には制服メンバーを含みうる。「委員は、関係行政機関のうちから内閣総理大臣が任命する」からだ。この新組織は安全保障会議が決める「武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針」に必要な「調査及び分析」を委任される。制服がインナー・キャビネットである安全保障会議に加われれば、文字どおりそれは戦時内閣である。同時に新ガイドラインに記載された「包括的メカニズム」としても機能するだろう。

に列挙された20の法律からの「適用除外」、「特例」措置の中に「港湾法の特例」も入っている。「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知」することで、防御施設構築などのため「港湾区域内の工事の許可」、「臨港地区内における行為」などが港湾管理者の権限から外されることになる。地方自治体による港湾管理原則を揺るがす重大事である。今回の特例では岸壁や港湾施設そのものの使用にまで踏み込んでいないが、第2次以降拡大されるおそれもあり、またそれは米軍特例法に援用されるのも確実だ。このままでは神戸や苫小牧の非核条約も危ない。国会審議に細部が明らかになることを期待しよう。（2002.5.6執筆）

## 中東問題に関する 定期報告

の中東問題に関する根拠規定は、次の2000年合意文書の一節にある。

### 第7条関連の第7節

7 本会議は、すべての加盟国、とりわけ核兵器国、中東諸国、および他の関係国が、国連事務局を通して、中東・非核・非大量破壊兵器地帯の達成と1995年中東決議の実現を促進するために各国がとった措置に関して、2005年NPT再検討会議議長、及びそれに先立つ準備委員会議長に対して報告することを要請する。本会議は、準備委員会会議と2005年再検討会議においてこれらの問題を考える準備として、事務局がこれらの報告集を準備することを要請する。

ここで述べられている、95年の中東決議の主要な中味は、イスラエル(ここでは名指していないが、2000年最終文書の他の場所では名指している)の非核兵器国としてのNPTへの加盟と中東非大量破壊地帯の設立の呼びかけ、である。

したがって、この項目の意味するところは、すべてのNPT準備委員会と再検討会議において、関係国がイスラエル

のNPT加盟と中東非大量破壊兵器地帯の促進のために何をしたかについて報告し、それに基づく議論をするという約束をしたということである。

このように、定期報告という具体的な検証制度を持った合意の履行形態を確保したことが、2000年最終文書のもっとも実質的な成果であったとも言える。

### 的を射た「成績表」の試み

逆に言えば、まさにこの点を米国は破壊しなかったのである。条約順守義務の議論が、イラクや朝鮮民主主義共和国(北朝鮮)の問題だけではなく、13項目の一つひとつに沿って核兵器国に及ぶ事態が、予想された。超大国の単独行動主義が、これを許さなかったのである。

国際条約に縛られないで行動したい米国は、報告することそれ自身、先、2000年合意に従うという形での報告義務を否定しようとした。そして、たとえば、13項目の項目ごとの報告をするという形式が生まれることを阻止しようとした、と考えるべきであろう。

実際、米国はNPT順守を証明するために、これまでも報告を提出し、順守を宣伝してきた。今回も、激しい議論にもかかわらず、米国は独自の「報告文書(情報文書)」を提出していた。

このように考えると、ピースデポが支援した日本の「成績表」を初め、各国のNGOが行った13項目に沿った評価の試みは、まさに正鵠を射た市民社会からの貢献であったと言える。

## 議長の「事実概要」

会議の実質部分は、再検討会議と同じ三つのクラスター(問題群)にしたがって行われた。核軍縮、保障措置、核エネルギーの「平和利用」である。

会議は次の準備委員会(2003年4月28日~5月9日、ジュネーブ)に手続き的な決定事項を送る文書に、議長が単独でまとめた「事実概要」を添付して採択した。「事実概要」の性格は、サランダー議長が提出時に述べた「私の概要は、協議に付されるものではないし、修正されるものでもない」という言葉によく表現されている。

「事実概要」の文節ごとの内容を、個条書きにしたものを、資料1に掲げた。その中のいくつかの文節を全訳して、資料2とした。

上述の「定期報告」に関する内容は資料2の第20節にあるように、形式についての異なる立場を並記している。

日本と新アジェンダ諸国の主張を、知っていただくために、資料3、4にそれぞれの基本文書の訳文を掲げた。9ページの説明とともに読んでいただきたい。

## 熱せられたマグマ

サランダー議長の報告は、会議で出された重要問題を、的確に記述しているとの評価を得ている。

ABM条約(対弾道ミサイル制限条約)脱退通告、CTBT否定、核態勢見直しに

## 資料1 2005年NPT再検討会議第1回準備委員会

### 議長の事実概要

文節ごとの要約 2002年4月18日

1. 加盟国はNPTの重要性を確認。
2. 加盟国は条約の目的、95年の決定と決議、00年最終文書の履行の誓約を強調。
3. 加盟国は普遍性達成を強調。キューバ、イスラエル、パキスタン、インドに加盟要請。
4. 不拡散強化の最善の道は条約順守。
5. 9.11テロによって核軍縮と不拡散の重要性が増加。
6. 軍縮・不拡散分野での多国間主義の強調。
7. NPTは第6条の達成を含めて統一性がある。

8. 核軍縮に関連して透明性の強調。
9. 加盟国は、条約第6条、95年決定第3節と4c節、00年最終文書の履行を誓約。00年再検討会議で合意された実際の措置の実行に失望。
10. 核兵器国は、保有核兵器の削減、核依存の減少、新型核兵器の開発予定のないことなどを発言。
11. 既存の核兵器、将来の核兵器の役割への新方針、新世代核兵器開発への懸念と不安。
12. CTBTへの強い支持。早期発効の重要性の強調。とくに核兵器国の批准が急務。

13. 米国のABMからの脱退に懸念表明あり。MDIは宇宙軍拡、戦略的不安定化の懸念。米口交渉が国際的安定化に資することを期待。
14. 加盟国は、01年12月の米口STARTの完了発表を歓迎。多くの加盟国が、さらなる削減と不可逆性、検証、透明性をもった法的拘束力を希望。
15. 一方的だが全体的削減過程の一部としての、非戦略核の削減の重要性。91、92年の大統領イニシャチブを公式化することへの要請。できるだけ早い交渉開始。
16. 加盟国は、CDのカットオフ条約交渉開始と核軍縮下部機関設置の未達成に遺憾。兵器用核分裂物質の生産のモラトリアムを要請。
17. 軍事的に不要となった核分裂物質を、早期に国際管理下に置く制度の重要性。

よって核兵器の完全廃棄の約束に反する政策を発表したことなど、米国が数々の2000年合意違反を犯してきたことに対して、多くの批判が述べられた。「事実概要」は、「核兵器の将来の役割への新しいアプローチ」「新世代核兵器の開発の可能性」という表現で、NPRへの懸念を指摘した。

また、米国の多国間主義否定の傾向に対して多くの国が懸念や批判を表明した。

そして、サランダー議長の「事実概要」が、何れも先記録に留めなかったことは、第2文節であろう。つまり、そこには「加盟国の2000年最終文書の実行の誓約は、今も変わらない」と銘記されている。

会議では、多くの国から13項目が実行されていないことへの失望が提起された。核兵器テロの危機、核軍縮の危機が重ね合わされた危機感も繰り返して述べられた。実際には、会議で述べられるより先激しい感情が、多くの国に存在していた。2005年に向けて、この熱せられたマグマがどうなっていくのか、今後の最大の焦点であると言える。

最後に、日本政府の役割は、相も変わらず煮え切らないものであった。別記事の外交担当者との会話を読んで頂きたい。(梅林宏道)

#### ◆◀ 1ページ右下からつづく

ましたか。全然変わらなかった。それが、分かっただけでも成功だった。(だとすると、アメリカに気兼ねしない外交をするかとい

うと、そうでもないことが解せない。)

C: ジュネーブから見ると、失敗だという認識はもっていない。本省との仕事の違いがあるからだろう。

## 核軍縮より先国の安全

B: 「核兵器のない世界」という言い方はおかしい。「核兵器がなくて、しかも安全な世界」と言うべきだ。核兵器がなくなったが、安全が保障されないというのでは困るのではないか。

日本は理想の追求は核軍縮で、現実には小火器で、と考えている。

C: 日本の中心課題が「核抑止からの脱却」とする考えは一面的だ。核抑止から脱却する必要はない。「国破れて山河あり」というが、核廃絶をして国が亡びては意味がない。われわれは、「核兵器は必要悪」という立場だ。

(BもCも共通して、核兵器廃絶より先国の安全、という考え方を述べた。この考え方は、外務省の基本論調である。しかし、NGOは、核兵器がない世界の方が安全になると丁寧な議論を展開している。そういう議論は読んでみるのだろうか。「理想は核軍縮」とは、何と古い認識だろう。)

「核兵器は必要悪」という考えからは、核兵器廃絶のリーダーシップは生まれない。)

## 条約など信じない

B: 国際協定なんかで国が守れますか。(そこまで言ってしまったら、何のためにCTBTや条約を結ぶのですか、と詰問したのに対して)問題によるでしょうね。失敗すると回復できない被害を生じるときには、条約など信じないほうがよい。(これこそ、

核兵器だけが信頼に足る安全保障だと信じる思想の表出である。アメリカと付き合っていると、この考え方に染まる。結局、アメリカしか頼る国が無いということにもなる。他の国も同じ考えだと、核兵器は無限に増えて行く。)

A: 核軍縮には政治家のリーダーシップが必要だ。中国に対して核軍縮を迫る日本の政治家がいけないのは問題だ。

B: 中国の言葉など信じることはできない。中国だけが、何一つ核軍縮にいいことをしていない。

C: あなた方は、中国に強く核兵器廃絶を迫っていないのではないか。主張が偏っている。(外務省の中国への不信感の強さは極めて強い。核兵器廃絶は、米国にも中国にも強く求めるべきである。東アジアの核の脅威を除去する具体的な方法としては、米国の戦術核、とりわけ核巡航ミサイルの廃棄と中国の戦術核の廃棄を同時に求めるのが、公正な主張ではないか。)

## 新アジェンダを意識

C: 道程決議が弱まったという批判をするが、道程決議を出したということ自体への評価をするべきである。出すのと出さないのとでは全然違う。新アジェンダが決議を出さなかったのを批判しないのは偏っている。我々は結果的に米国が反対であっても決議を出して採択させた。(昨年、の国連総会で、新アジェンダは決議を出さなかったが、代わりに明確な立場表明を外相共同コミニケによって行った。外務省は、7か国が外相レベルで共同文書を出すことの積極さと重みを無視している。)(梅林宏道)

18. 数か国が米・ロ・IAEAの三者イニシアチブを支持。米口は進展を報告。
19. 核兵器のない世界の達成には、その他の有効な軍備管理協定の追求が必要との見解。
20. 加盟国は、00年最終文書で第6条の履行に関して定期報告義務があることを想起。報告の範囲、形式についての見解は多様。
21. 加盟国は、00年最終文書で中東に関する努力の報告を再検討会議議長、準備委員会議長に対して提出する義務があることを想起。
22. 非核地帯への支持。既存の非核地帯の発効の重要性。中央アジア非核地帯への努力を歓迎。中東、南アジア、その他に進展無しを留意。
23. 加盟国は、95年中東決議の重要性を再確認。イスラエルのNPT加盟を督促。
24. 加盟国は、南アジアの緊張に憂慮。イ

- ンド、パキスタンの非核兵器国としてのNPT加盟を督促。両国の核実験モラトリアム、CTBT加盟の意思に留意。
25. 加盟国は、IAEAが北朝鮮の初期申告の立証不可能状態を憂慮。北朝鮮のNPTの完全順守を督促。
26. 加盟国は、IAEAがイラクの安保理決議687順守を立証する立場にないことに留意。イラクによるすべての安保理決議順守を要請。
27. 95年会議、00年会議とも、消極的安全保証を強調したことを想起。多くの加盟国は、法的拘束力のあるNSAを強調。いくつかの国はNPT追加議定書の示唆。
28. 軍縮・不拡散に関する教育の重要性。
29. IAEA保障措置の重要性の確認。IAEAの活動への賞賛。
30. 加盟国は、IAEAの保障措置強化努力と統合保障措置の概念的枠組み完成を歓迎。モデル追加議定書の重要性

- を強調。多くの加盟国は、追加議定書への早期加盟を要請。
31. 輸出管理の重要性を再確認。輸出管理の透明性が重要。
32. 多くの加盟国は、核テロとの闘いとそのために利用できる国際協定の重要性に留意。
33. 加盟国は、核物質防護条約の修正など、物理的防護の強化を要請。
34. 核の安全性、放射線防護、放射性廃棄物管理の安全性、放射性物質の安全輸送の重要性を強調。IAEAの努力を歓迎。
35. 加盟国は、海上輸送を含む放射性物質の輸送における国際基準の順守。いくつかの加盟国は、事故補償責任の協定、事前通告、事前協議を要請。
36. 加盟国は、NPT第4条(平和利用への協力)への支持を再確認。原子力技術協力が、関係国の開発目標や必要性に沿うことの重要性。

## 資料2 事実概要・抜粋訳 (番号は訳者のもので、資料1に対応)

10. 「核兵器国は、加盟国に対して、保有核兵器の削減、核兵器依存の低減など、NPT第6条にしたがってそれぞれがとった措置について、また、新しい核兵器の開発は行われていないことについて、情報提供した。」
11. 「既存の保有核兵器や、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチや、新世代核兵器の開発の可能性についての、懸念や不確実性が表明された。」
13. 「米合衆国のABM条約からの脱退の決定およびミサイル防衛システムの開発

が、大気圏外を含む新しい軍備競争につながりうるものであり、戦略的安定と国際的安全保障を害するものであるとの懸念が表明された。新しい戦略的枠組みを創り上げる米ロ二国間交渉が、国際的安定をさらに促進することへの期待が表明された。」

20. 「加盟国は、2000年最終文書の第15節第12項目に概説された、条約第6条の履行に関する定期報告がすべての加盟国によって提出されるべきであることを想起した。そのような報告は、透明性増大を通じ

てNPT体制全体の信頼を促進することが強調された。報告の対象範囲と形式については、さまざまな異なる見解が述べられた。報告は、とりわけ核兵器国によって、毎回の準備委員会に提出され、詳細で包括的な情報を含むようなもの、例えば標準形式によるものでなければならぬと示唆する加盟国もあった。次回以降の準備委員会で検討する提案を準備するために、報告について制限のない非公式の協議を行うことに関心を表明する加盟国もあった。報告の形式や頻度といった報告に関する細目は、個々の加盟国の決定にゆだねられるべきだとする加盟国もあった。(訳:ピースデポ)

## 資料3 NPT/CONF.2005/PC.I/WP.7 2005年NPT再検討会議準備委員会

第1会期 2002年4月8 - 19日、ニューヨーク

### 日本提出作業文書

#### 概観

1. (NPTの重要性)
2. (9・11と大量破壊兵器テロの脅威)
3. (1995年の諸決定、2000年の最終文書)

#### 核軍縮

4. NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、この核不拡散体制を意義深く強化している。しかしながら、この事実を核兵器国は当然と受け止めるべきではない。この意味で想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒にになったパッケージの一部であったことである。非核兵器国の側における核兵器を持たないという決然たる行動に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。

5. 可能な早期において、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、日本国民および日本政府の願いである。日本は、締約国が、国際的な安全保障を確保しながら、核兵器を含む大量破壊兵器を廃棄することが肝要であると考え、日本は、NPTが、国際的な核不拡散と核軍縮を実現するためのもっとも重要な基礎であり、また、同条約が、核不拡散と核軍縮の両方を追求することをすべての締約国に義務づけているという見解を再確認する。

6. 締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮諸措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年と2001年の国連総会において、日本は、「核兵器完全廃棄への道程」(2001年11月29日、決議56/24N)と題する決議を提

出した。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

#### 包括的核実験禁止条約(CTBT)

7. 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な標石である。核兵器が広がることや核兵器の質的改良を抑制することによってである。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割を持っており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。にもかかわらず、1996年の採択以来5年以上を経過して、CTBTはいまだに発効していない。このように前進がないことは、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。昨年(2001年)の第2回CTBT発効促進会議の最終宣言に応じて、CTBTにいまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされているそれらの国々は、可能なもっとも早い時期に署名ないし批准することが強く求められている。同時に、CTBTの国際監視制度を確立する努力を継続することが重要である。

8. 日本は、CTBTの早期発効に向けて積極的に取り組んできた。日本は、1999年の第1回CTBT発効促進会議の議長をつとめるとともに、続く非公式会合をもつことによって、第2回同会議への実際的な準備のコーディネーターとして中心的な役割を果たした。日本はまた、首相および外相の書簡を送付したり、高レベル使節団を派遣するなどして、外交努力を行ってきた。加えて、日本は、多くの

国々における国際監視制度の確立を促進するために地震監視技術の分野で技術協力を提供するなどの努力を通じて、批准を奨励してきた。

9. CTBTが発効するまでの間、すべての国々は、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意志を維持すべきである。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、その二カ国のみならず、すべての国に対して、CTBTの条項にしたがって、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。

#### 核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)、核軍縮特別委員会

10. 2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。FMCTは、核不拡散と核軍縮を促進する重要な措置である。

11. 同様に、CDが核軍縮を扱う特別委員会をいまだ設置していないことも遺憾である。国連加盟国の圧倒的多数により採択された、核兵器完全廃棄の道程に関する国連総会決議56/24Nは、同特別委員会の設置が、FMCT交渉の開始と同様に、重要かつ緊急であることを強調している。

12. 日本は、今こそ、CD参加国が、任務に関する違いを克服して、多国間の軍縮レジームを通じて、国際的な安全保障の強化という共通の目標に向けて実質的作業を再開するために機を熟したときであると信じる。

#### 米合衆国とロシアによる保有核兵器の削減

13. 日本は、米合衆国とロシアが保有核兵器の削減を行おうとしていると先般発表したこと、および、両国がこの目標の達成に向けて真剣な協議を行っていることを歓迎する。これは、昨年(2001年)末のSTARTIIの完全履行に続く、二つの主要核兵器国による核兵器廃棄に

向けた前向きな一歩である。日本は、来る5月のサミット会談において両国間で合意が成功裡に妥結されること、および、それが核兵器の真に意味のある削減をもたらすものになることを強く期待する。

## 他の核兵器国による核削減

14. 核兵器の完全廃棄のためには、米国とロシア以外の核兵器国による核軍縮もまた重要である。米国とロシアと同様に、これら他の核兵器国もNPT第6条によって拘束されている。2000年再検討会議の前に、核兵器国は核軍縮の前進を行った。しかしながらそれ以降、これらの国々はさらなる措置をとっていない。日本は、これらの核兵器国に対して、米国とロシアによるさらなる核兵器削減を待つことなく、2000年合意に示された一方的核軍縮措置をとるよう要請する。

## 他の核軍縮措置

15. 核兵器国は、2000年再検討会議で合意された諸措置をとるべきである。それは、核兵器能力および第6条にしたがった合意の履行に関する透明性の増大、非戦略核兵器のさらなる削減、核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減、安全保障政策における核兵器の役割の縮小などである。核兵器、核物質および核兵器国が保有する装備と技術の厳格な管理と制御はまた、核不拡散と核テロ防止にきわめて重要である。とりわけ、核兵器国は、自国のいわゆる余剰核分裂性物質を、IAEAの保障措置システムないし他の国際的な検証システムの下に置くことを真剣に検討すべしである。

## 報告

16. すべての締約国がNPT第6条に関する報告書を各回の準備委員会に提出することは、核軍縮の重要な措置である。日本は、準備委員会の本会期において、報告の具体的方法を議論することを提案する。とりわけ、核

兵器国が、核軍縮の履行の前進と将来の政策について報告して、核軍縮における自国の努力を報告する責任を果たすことを確保することが必要である。

## 核不拡散

NPTとIAEA保障措置への誓約の強化

17. (NPTとIAEA保障措置の完全遵守)
18. (IAEA追加議定書普遍化の目標)
19. (イラクと朝鮮民主主義人民共和国)
20. (IAEA追加議定書の普遍化)
21. (核供給グループによる輸出管理)

## 核テロに対する措置

22. 2001年9月11日のテロ攻撃によって、私たちはあらためて、核兵器と核物質がテロリストによって使用されうるといふ現実の危機に気がつかされた。核テロに先手を打ちこれを防止するためには、国家的、地域的または国際的な協力が強化されなければならない。言うまでもなく、国際的な情報交換と監視は重要である。しかし、核物質の不法取引を防止する厳格な国境管理システムを確立し、核物質が盗まれることを防止するための正確な登録管理および国内核物質防護制度を課することもまた、本質的に重要である。日本は、核テロに対する闘いに前向きに貢献することを意図している。IAEAは、この分野においてきわめて重要な役割を持っている。3月のIAEA理事会会合において、日本は同機関に50万ドルを拠出することを発表し、同機関の加盟国も拠出を行うよう求めた。

23. 日本は、追加議定書が、こうした敏感な物質がテロリストの手にわたることを防止するために重要な役割を果たしうると確信している。なぜならば、追加議定書は、核物質および装備の輸出入に関する報告メカニズムを提供するからである。それゆえ、追加議定書の妥結は、反テロ努力に貢献するために促進されるべきである。

核エネルギーの平和利用

24. (核エネルギー平和利用の意義)
25. (IAEA保障措置の遵守)
26. (電力以外の分野での利用)

## 非核地帯

27. 日本は、地域の関係国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。とりわけ、日本は、中央アジア諸国が非核地帯を設立する努力を行い、核テロの防止に貢献していることを評価する。日本は、この問題に関して札幌で2回の会議をホストするなどして、国連軍縮局事務局の作業を支援してきた。これらの関係諸国が望むのであれば、日本はこの議論の促進にさらなる協力を行う用意がある。

## 消極的安全保証

28. 国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は、CDに消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムに合意するとの意見を支持する。

NPTの普遍性

29. (キューバ、イスラエル、印パの加盟)
- 市民社会および将来の世代との対話の強化
30. (国連教育パネル、国連軍縮フェロー)
31. (日本での毎年の国連軍縮会議)
32. (NGOとの対話の重要性)

手続的事項

33. (2005年再検討会議の成功の重要性)
  34. (バランスのとれた議事日程の必要性)
  35. (議長の実事概要)
- (訳:ピースデポ)

## 資料4

NPT/CONF.2005/PC.I/9

## 2005年NPT再検討会議準備委員会

第1会期 2002年4月8 - 19日、ニューヨーク

## 新アジェンダ連合文書 2002年4月5日

新アジェンダ諸国を代表してエジプトが提出。

### I 背景

1. 1995年、締約国は核不拡散条約(NPT)を無期限に延長し、その普遍性を達成するためにあらゆる努力を行うことを約束した。条約の再検討プロセスは強化され、条約の履行へ向けた原則と目的が採択された。1995年のパッケージの重要な一部分として中東決議が採択された。

2. 1996年、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見において全員一致で次のような結論が

出された。「厳格かつ効果的な国際管理の下、あらゆる側面における核軍縮につながるような交渉を誠実にを行い、かつ完結させるための義務が存在する。」

3. 2000年NPT再検討会議の最終文書は核軍縮へ向けての前向きなステップを表している。とくに、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行い、核兵器国がとるべき核軍縮へとつながる実際の諸措置について合意したのである。このような目的において、条約の強化された再検討プロセスをいっそう効果的にするために、さらなる諸措置が必要とされていた。

## II 基本原則

4. 国際社会全体としての参加が国際の平和と安全にとって重要である。国際的な安全保障とは集団的な関心事であり、集団的な関与を必要とする。軍縮の分野における国際的に交渉された諸条約は、国際の平和と安全のために根本的な貢献を行ってきた。一国による、あるいは二国間での核軍縮措置は、条約を基礎とした核軍縮への多国間のアプローチを補完するものである。透明性、検証可能性、不可逆性などの根本的な原則があらゆる軍縮措置に適用されることが、本質的に重要である。

5. 私たちは、核兵器国が核兵器を無期限に保有するとの見通しは、核不拡散体制の統一性と持続性とは両立しないこと、国際の平和と安全の維持というより広い目標とも両立しないことを再確認する。

6. 核軍縮、核削減、その他関連した核軍備

管理措置における不可逆性は緊要である。核不拡散を促進するための根本的な前提条件は、持続的かつ不可逆的な核軍備削減の前進である。

7. 条約の各条項は、いつ何時も、どのような状況においても、それぞれの締約国を拘束する。すべての締約国が条約の下における義務の厳格な遵守に関して負う完全なる説明責任は緊要である。

8. 軍縮のさらなる前進こそが、国際的安定を実現し、それを持続させるための主要な要因でなくてはならない。2000年NPTで核軍縮の約束はなされたのだが、その実行は引き続き緊要である。

9. 核兵器のない世界は、究極的には、普遍的で多国間において交渉された法的に拘束力のある条約、あるいは互いに補強しあう条約体系を必要とするであろう。

## 2000年NPT再検討会議以降の進展

10. 今日に至るまで、2000年のNPT会議において合意された13項目措置の実行においてはほとんど前進がみられない。

11. 私たちは冷戦後の安全保障環境において、安全保障政策や防衛ドクトリンが依然として核兵器の保有を基礎に置くものであり続けることを懸念する。安全保障政策や防衛ドクトリンにおいて核兵器の役割を縮小していくという誓約は、まだ具体化されていない。このような前進のなさは、核兵器国による保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束と一致しないものである。

12. 加えて、私たちは新たな安全保障戦略の一環として、核兵器の将来の役割に対する新しいアプローチが現れつつあることを深く憂慮している。

13. 軍縮会議(CD)は、核軍縮をより扱うことに失敗し続けているし、また、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮して、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を再開することに失敗し続けている。2000年NPT再検討会議の結果として生まれてきた前進への期待は、今日に至るまで満たされていない。

14. CTBT(包括的核実験禁止条約)の国際監視システムの履行は進行しているにもかかわらず、CTBTはまだ発効していない。

15. 今日に至るまで、核兵器国が透明性のための措置を増大させてきたという兆候はまったくみられない。

16. 核兵器国1か国が、一方的に、核兵器システムの作戦上の地位を低減させるための措置をとった。

17. 今日に至るまで、核兵器システムの作戦

上の地位を低減させるために合意された具体的な諸措置については、いかなる形跡も見当たらない。

18. 核兵器の完全廃棄につながるプロセスに、核兵器国5か国すべてを組み込む努力がなされているという兆候は全くない。逆に、新世代核兵器の開発についての憂慮するべき兆候がある。

19. 米合衆国とロシア連邦によって、配備された保有核兵器を実質的に削減するという意志の言明がなされたことは歓迎するが、私たちは、核兵器が使用されるかもしれないという可能性が持続していることを引き続き深く憂慮している。二国間および一方的な削減の意志や過去における実績にもかかわらず、配備され貯蔵されている核兵器の総数は依然として数千に及んでいる。

20. 対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の締約国の一つが条約を脱退すると通告したこと、また、このことがもたらす不確実性のさらなる増大、さらには、このことが、核軍縮に貢献しそれを促進するための重要な要素とされる戦略的安定に対して与える影響は、核軍縮と不拡散に逆行する結果をもたらすだろうという懸念がある。さらに、世界規模での安全保障の将来に深刻な結果をもたらし、一方的な関心のみに基づいた行動を正当化する明白な口実を生み出すことも考えられる。ミサイル防衛システムの配備を含む、核軍縮と核不拡散に否定的な影響を与えるあらゆる行為は、国際社会が懸念するところである。私たちは、地球あるいは宇宙における新たな軍備競争の危険について懸念している。

21. 二国間のSTARTプロセスが実現し、あるいは約束したことが、危険にさらされている。そこには、核兵器廃棄へ向けて行われる、核兵器の実際の解体や破壊のために必要な、すべての核兵器国を含む複数国間メカニズムの発展への可能性が含まれていた。

22. 国連シリアム宣言において、国と政府の元首たちは、大量破壊兵器、とくに核兵器の廃棄のために努力すること、そして、この目的を実現するために、核の危険を除去する方法を探るための国際会議を開催する可能性を含む、すべての選択肢を開放しておくことを決議した。

23. 私たちは、保障措置の下にない核施設を運転しNPTに加盟していない三カ国が、核兵器という選択肢を引き続き保持し、この選択肢を放棄しないであることを懸念している。

24. 非核地帯のさらなる発展がいくつかの地域において、とくに南半球および隣接地域から核兵器をなくすための運動において、前進してきた。この文脈において、トラテロコ、ラロトンガ、バンコクおよびペリンドバ条約が、その地域のすべての国およびすべての関係

国によって批准されることがきわめて重要である。非加盟の関係国のすべてが、非核地帯条約の議定書に加盟することを促進するために、協同した取り組みが必要である。非核地帯諸条約の締約国すべては、非核地帯間の協力を進め、他の非核地帯の提唱者達と共同して作業をしてゆくことを念頭に置きながら、共通の目的を促進してゆくよう奨励されるべきである。他方で、中東、南アジアとその他の地域において、非核地帯の創設には全く進展がみられない。

## 進むべき道

25. これまでと同じ勢いで2000年NPT再検討会議で達した実質的な合意を完全かつ効果的に履行するよう求めてゆくという私たちの決意に変わりはない。会議の結果は、核軍縮を達成するために必要な青写真を提供するものである。

26. 多国間において交渉された法的に拘束力のある安全の保証が、核兵器国から、NPT締約国であるすべての非核兵器国に対して与えられるべきである。準備委員会は、この課題についての交渉を今すぐに行なうため、その形態について2005年再検討会議に勧告を行うべきである。そうした交渉が実を結ぶまでの間は、核兵器国はこれに関する既存の約束を完全に尊重するべきである。

27. 核兵器国は、自分たちの保有核兵器と軍縮措置の履行に関して、透明性と説明責任を向上しなければならない。

28. 核兵器国が保有核兵器を一方的に、効果的に削減するための、さらなる努力が要求される。核兵器国が、自分たちの一方的な宣言を法的に拘束力のある合意として、透明性、検証可能性および不可逆性を確保するような条項を含む形で公式化することが、本質的に重要である。核兵器国は、配備における削減は前向きな兆候であるが、ほんとうの核兵器の廃棄にとってかわるものではないことを留意すべきである。

29. 核兵器国は、不可逆性の原則を適用するというNPTでの誓約を実行し、戦略核削減を行うにあたって核弾頭を破壊すべきであって、再配備することが可能な状態で保持しておくことを避けるべきである。配備における削減や、作戦上の地位の低減は、肯定的な兆候を与えるものであるが、核兵器の不可逆的な削減や完全廃棄にとってかわることはできない。

30. 非戦略核兵器のさらなる削減は優先的な事項である。核兵器国は自ら行った誓約に対する期待に応えねばならない。非戦略核兵器の削減は、透明性の高い、不可逆的なやり方で実行されるべきであり、非戦略核兵器の削減と廃棄は、包括的な軍縮交渉に含まれるべきである。この文脈において、以下を達成するために緊急の行動が必要とされている:

一方的な発議に基づいて、また、核軍縮削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること：

- (a) 非戦略核兵器によってもたらされる脅威を削減するための、さらなる信頼醸成と透明性向上のための諸措置。
- (b) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低減させるための、具体的な合意された諸措置。
- (c) 1991年のブッシュ・ゴルバチョフ宣言のような非戦略核兵器削減に関する二国間の非公式な取極めを、法的拘束力のある合意へ公式化する

31. 核兵器国は、5つの核兵器国すべてを、核兵器の完全廃棄へつながらる過程へと切れ目なく統合するため必要な諸措置を実施しなければならない。

32. 私たちは、CTBTの早期発効を実現するため、遅滞なくかつ無条件に、署名、批准が行なわれることの重要性和緊急性を強調する。これはCTBTの下で核実験を監視する国際的システム導入のプロセスが、条約の発効の現実的な見通しよれはるかに進んでいるからである。このような状態は、普遍的かつ包括的な核実験禁止条約を練り上げてゆくという考え方は一致しないものである。CTBTが発効するまでの間は、核兵器の爆発実験やその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを支持、維持するべきである。CTBTの趣旨、目的やその条項の厳格な遵守は緊要である。

33. CDIは、核軍縮をとり扱うための特別委員会を遅滞なく設置するべきである。

34. CDIは、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器やその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を再開するべきである。

35. CDIは、唯一の多国間交渉の場として、大気圏外における軍備競争をあらゆる側面において防止するための、一つまたは複数の多国間合意を適宜交渉するための、第一義的な役割を担っている。CDIは、1992年2月13日の決定に含まれている任務を検討し、時機に応じたものへと改正する作業を完結させ、特別委員会をできるだけ早く立ち上げなければならない。

36. 国際社会は、NPTの普遍的な加盟を達成するための努力を倍加させ、核兵器の拡散を防止するというその決意を台無しにするようなあらゆる措置を警戒しなければならない。NPTに加盟していない三カ国(原注:インド、パキスタン、イスラエル)は、非核兵器国として、迅速かつ無条件に加入し、核不拡散を確実にするために、必要とされる包括的保障措置協定を、追加モデル議定書とともに、発効させるとともに、核兵器の開発や配備を追求するあらゆる政策を明白かつ緊急に撤回し、地域的、国際的な平和と安全、核軍縮および核拡散の防止へ向けた国際社会の努力を台無しにするようなあらゆる行為を慎まなければならない。

37. IAEA(国際原子力機関)ロシア連邦、米合衆国間の三者構想は履行されるべきであり、そこに他の核兵器国を含める可能性を考慮するべきである。

38. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要ななくなった核分裂性物質を、実際に可能な早期において、IAEAあるいはその他の関連する国際的な検証の下に置くという制度が整備されるべきである。

39. 核軍縮と核不拡散の分野における国際諸条約は遵守されねばならず、そのような諸条約から派生するあらゆる義務は完全に果たされねばならない。

40. すべての国は、新たな核軍備競争につながったり、核軍縮や核不拡散に否定的な

影響を与えるようなあらゆる行為を慎まねばならない。

## 強化された再検討プロセス

41. 準備委員会は、その作業を前進させるための手続的な課題をとり扱わなければならないが、同時にまた、1995年と2000年の会議の結果として決定された実質的な内容についてもとり扱わねばならず、審議された実質的な課題が準備委員会の事実概要に記録されることを確保しなければならない。

42. 準備委員会は、それぞれの国が、核軍縮の実現へ向けた自国の進展についての適切な説明が報告書に記載されることを保証するように、核軍縮について実質的な焦点をあてねばならない。説明責任は、締約国が提出することに合意したこの報告書を検討して評価されるだろう。

43. 準備委員会は、条約第6条および、1995年決定の第4(c)節の履行に関する、すべての締約国の定期的な報告書を検討すべきである。2000年NPT最終文書で構想された、条約と、1995年に採択された決定1、決定2および中東決議の履行に関する再検討プロセスの強化は、完全に履行されるべきである。

44. これらの報告書は、準備委員会の各会期ごとに提出されるべきである。第6条に関する報告書は、13項目措置が扱う課題や原則にわたるものでなければならず、これらの諸措置のそれぞれについて特定の完全な情報を含まねばならない(すなわち、運用中の弾頭や運搬手段の数および仕様、削減された数および仕様、警戒態勢解除措置、核分裂性物質の現在の保有量、同物質の削減と管理、不可逆性、透明性、検証可能性の分野における進展)報告書は、これらの分野における発展だけでなく、現在の政策や意図についてもとり扱わねばならない。

(訳:田辺俊明、ピースデポ)

## ◆ ← 10ページからつづく

出港。

4月10日 ラムズフェルド米国防長官、比軍のテロ掃討作戦支援に、米部隊の増派を発表。

4月11日 米軍那覇軍港で海兵隊の高速艇ウエストバック・エクスプレスへの軍事物質積み込みなどあわただし動き。

4月11日 北谷町暴行事件のウッドランド被告、控訴せず懲役2年8月の那覇地裁判決が確定。

4月12日 防衛庁、空自恩納分屯基地の汚水処理施設からPCBを検出と発表。

4月12日付 300人規模の在沖海兵隊が、東南アジア諸国との海上合同訓練「CARAT」への参加を準備中。米軍準機関誌「星条旗」の報道。

4月17日 普天間飛行場で、離陸直後のCH53型輸送ヘリから燃料タンクが落下。

4月19日 米原潜ジェファーソンシティ、WBに寄港、同日出港。

4月19日 キャンプ・シールズ駐留の海軍工兵大隊340人が、比軍のテロ掃討作戦支援で現地入り。米国防総省が発表。

## 資料3と4の説明

日本が行った演説または提出した文書として、以下の7つが確認されている。以下のうち、作業文書を抜粋の上訳出したのが資料3(6ページ)である。

1. 一般演説(4月8日、天野之弥大使)
2. 第6条履行報告(NPT/CONF.2005/PC.I/14)：過去の日本の取り組みを紹介
3. 作業文書(NPT/CONF.2005/PC.I/WP.7)：資料3
4. クラスタ1(4月11日)：CTBT、核削減、定期報告、FMCT
5. クラスタ2(4月15日)：保障措置、輸出管理、非核地帯
6. クラスタ3(4月16日)：平和的核プログラムの安全と保安
7. 地域課題(4月15日)：中東、南アジア、朝鮮民主主義人民共和国

新アジェンダは、開会前に「新アジェンダ連合・ポジション・ペーパー」として発表した文書を、現在の幹事国エジプトが会議の公式の文書として提出した。この全訳が資料4(7ページ)である。なお、新アジェンダ連合の演説・文書としては下記がある。

1. 一般演説(8日、エジプト) 作業文書(NPT/CONF.2005/PC.I/WP.1)と同文。
2. 新アジェンダ連合文書(NPT/CONF.2005/PC.I/9)：資料4
3. 定期報告に関して(4月16日)
4. クラスタ1(4月10日、エジプト)

ご案内

# 梅林宏道さんの 「岩波新書」が出ます

## 在日米軍

序章 市民意識のなかの在日米軍  
第一章 日米安保下の在日米軍  
第二章 在日米軍の全体像  
第三章 在日米軍の活動を見る  
第四章 脅かされる市民生活  
第五章 在日米軍の将来を考える  
- - 非軍事の選択にむけて

5月20日発売 本体740円  
各書店でお求め下さい。

「私は、二つのことが、日本という国の  
もっとも醜いあり方を示していると考え  
てきた。一つは、専守防衛と言いつなが  
らに在日米軍の攻撃力に依存している  
こと、もう一つは、「唯一の被爆国」と言  
いながら米国の核兵器で日本を守っ  
ていること。なぜ、日本はこれらの政策  
を恥じることなく選んでいるのだ  
ろうか。私たちが、再び人間らしく、理  
念や理想を追求する社会に生きるた  
めには、この問いを避けて通ってはな  
らないであろう。(はじめにより)

## 日誌

2002.4.1 ~ 4.20

(作成: 中原聖乃、竹峰誠一郎、中村桂子)

CD = ジュネーブ軍縮会議 / DOD = 米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関 / ICC = 国際刑事裁判所 / MDA = 米国防総省ミサイル防衛局 / NPT = 核不拡散条約 / NY = ニューヨーク / WB = ホワイトビーチ / WP = ワシントン・ポスト

4月2日 国連と中国外務省、北京で国際軍縮会議を共催 (~4日)

4月2日 IAEAと文部科学省、核燃料再処理工場監視のための新システム導入で合意。

4月3日 自民党外務省改革少委、日、口、ウクライナ、カザフスタン間の「核兵器廃棄協力委」と、ベラルーシとの「核不拡散協力委」廃止の方向。

4月4日 米大統領、イスラエル軍にパレスチナ自治区からの撤退を求めるとの声明を発表。

4月4日 イスラエル軍、ヘブロン侵攻し、ヨルダン川西岸のパレスチナ自治区を事実上の再占領。

4月4日 川口外相、猪口邦子教授(上智大)をCD代表部大使に起用決定。

4月6日 小沢自由党党首、福岡市内の講演で、「(日本が)核兵器を作るのは簡単だ。」と、中国を牽制するメッセージ。

4月6日 米大統領、イスラエルのシャロン首相に「遅滞なき撤退」を要請。

4月7日付 パ、ムシャラフ大統領、カシミール問題で、「最後の手段」として核兵器使用も辞さないとの姿勢を示したと独誌が報道。

4月8日 第1回NPT再検討会議準備委員会、NY国連本部で開催。(本誌参照)

4月8日 米ネバダ州グウィン知事、同州ヤッカマウンテンを使用済み核燃料処理地とする連邦政府判断を拒否と発表。

4月9日 川口外相、「我が国の軍縮外交(軍縮白書)の出版予定発表。

4月9日 日、米、韓の局長級が、北朝鮮問題で

「三国調整グループ会合」開催。

4月11日 ICCの設置に必要な60カ国による批准を迎え、ICC条約発効が決定。

4月11日付 ラムズフェルド米国防長官が核弾頭を搭載した迎撃ミサイル開発検討とWP報道。

4月11日 衆院本会議、イスラエル軍の全面撤退を要請する決議を全会一致で可決。

4月11日 比最高裁、米比合同軍事演習「パリカタン02-1」の停止認めず、「訪問米軍の地位に関する協定」への違反申し立てを退ける。

4月11日 米國務長官と口外相、戦略核削減問題を協議。削減方法などで双方の対立は解けず。

4月12日付 外務、防衛、海保の3省庁、「不審船事実対処の検証結果」を11日までに策定。自衛隊艦艇の出動を明記。

4月12日 最高裁第二小法廷、米軍横田基地周辺住民らが米政府に、夜間早朝の飛行差し止めと損害賠償を求めた住民上告を棄却。

4月12日 国連報道官、国連事務総長とサブリ・イラク外相の大量破壊兵器査察再開問題を巡る再会談の延期を明らかに。

4月13日 核燃機構、口研究機関、核兵器解体で出る余剰プルトニウムを原子炉で燃やす実験に成功と発表。

4月13日 中国政府、米軍艦の香港寄港を認めたと、ラジオ・テレビ香港など報じる。

4月14日 台湾、1960年代初め中国沿岸地域への核攻撃を検討していたと、台湾の聯合晩報報じ、台湾国防部も検討の事実を認めた。

4月16日 イスラエル首相、自治区のジェニンとナブルスからの撤退表明。

4月16日 政府、有事法制関連3法案を閣議決定。17日、国会へ提出。

4月17日 DOD、印政府が米レイセオン社製の高性能レーダーシステム8基の購入で合意と明らかに。

4月17日 MDAケイディッシュ局長、上院軍事小委員会で、ミサイル防衛構想に絡み「核弾頭で迎撃する計画はまったくない」。

4月19日 安保理、イスラエル軍の大量「虐殺」疑惑のある、パレスチナ自治区ジェニンに、現地調査団を派遣する決議を全会一致で採択。

4月19日 第1回NPT再検討会議準備委員会、

議長名の討議内容の事実概要を発表して閉幕。(本誌参照)

沖縄

4月1日 県と那覇、浦添両市で構成する那覇港管理組合が発足。

4月1日 基地従業員の労務管理、県から独立行政法人に移管。

4月4日付 3月に名護市の小学生が授業で米基地内を見学、強襲揚陸艇への試乗が明らかに。

4月5日 国土交通省、キャンプ・シュワブなど県内4施設を、米同時テロ後の飛行自粛の対象指定から解除。

4月6日 国連軍豪海軍潜水艦HMASファーンコム、勝連町WBIに寄港、12日出港。

4月8日 米嘉手納基地上空でF15戦闘機から訓練用照明弾が落下、上空で燃焼。

4月8日 米海軍輸送貨物船グリーン・ウェーブが那覇軍港に寄港。11日出港。

4月8日 米揚陸艦ジャーマンタウン、WBIに寄港、12日出港。

4月10日 米原潜シャルロット、WBIに寄港、同日出港。

4月10日 米強襲揚陸艦エセックス、揚陸艦フォート・マクヘンリーとジュノー、WBIに寄港、12日

9ページ左下へつづく◆

## 今号の略語

ABM = 対弾道ミサイルシステム

ASEAN = 東南アジア諸国連合

CD = ジュネーブ軍縮会議

CTBT = 包括的核実験禁止条約

FMCT = 核分裂性物質カットオフ条約

IAEA = 国際原子力機関

ICJ = 国際司法裁判所

NGO = 非政府組織

NPT = 核不拡散条約

NPR = 核態勢見直し

START = 戦略兵器削減条約

## ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

### ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>  
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>  
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>  
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、志水奈那子、首藤もと子、竹峰誠一郎、田辺俊明、津留佐和子、中原聖乃、前田哲男、村上由美、梅林宏道